

紹介

Beiträge zum griechischen und griekögyptischen
Eheecht der Ptolemier- und frühen Kaiserzeit.

v. Surauros G. Huaralas (Vlg. v.

Theodor Weicher, Leipzig 1931.

Leipzig 大學、法學部の發刊に係る rechtswissenschaftliche Studien と呼ぶ叢書の第六十四冊として、表題の小冊子が出版された。本文僅かに六十頁に満たない要約的のもの、簡潔なる裡に大要を把握せるを悟らしめられる。

緒言の他、埃及に於ける希臘人の完全結婚契約及びその效力、不完全結婚契約及びその效力、帝政時代に於ける希臘埃及人の完全結婚、並びに *gamos agnaphos* に就き説く、不完全結婚契約は完全結婚契約に比べて、夫は妻に對して扶養其の他の義務あるは等しきも、*gamos* 條件のある點が異なるを明かにし、紀元前五世紀の半に行はれたクリト島の Gortyn 市法と對比して居る。更に *gamos agnaphos* は *gamos engraphos* に對する名稱で、著者自らも疑點な幾部分存するとしながら、一面扶養の義務より、他面希臘人の不完全結婚より之を解かんとして居る尙、歴史的に Ptolemy 時代と Augustus 以降の帝政時代との

二期を劃して居る様に説いて居るが、頁數に制限されてか一般羅馬法の發達と如何なる關係に立つたかを闡明されて居ないのは物足らなく感ぜられる。(岡島)

Alfred von Martin:

Soziologie der Renaissance

ルネサンス文化の研究に於て、ルネサンス文化とその背景をなす社會、即ち、新興 Bürgerum の社會との關係を考へんとする事はその最も重要な問題の一つであり、慎重に研究すべき性質のものである。而してこの問題については既往の研究に於てもしばしば反省されてはゐたが、この問題を取り上げて組織的な綜合をなすものなく、所々に言及するに止まり物足らぬ感があつた。かゝる折から本書は出された。Zur Physiognomie und Rhythmik bürgerlicher Kultur なる副題が本題と共に先づ吾人の心をとらへる。

著者 Martin については、吾人は彼が現在ゲッチンゲン大學の社會學教授であるといふ事の他に、從來の業績によつてルネサンス殊にフアニスムに關する造詣深き事を知つてゐる。而して本書は、彼が Alfred Vierkant の依頼により Handwörterbuch der Soziologie に執筆した Kultursoziologie der Renaissance なる項目がその辭典たる性質上多くな割愛せねばならなかつたので、それを補ひ全體的な綜合をなす意圖によつて書かれたもので、すでに發表済みの Der Humanismus als soziolo-